

令和元年12月24日

環境生活部環境保全課

平成30年度地下水質測定結果について

岩手県及び盛岡市は、水質汚濁防止法に基づき、県内の地下水の水質調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

- 新規調査を実施した107井戸のうち、5井戸において環境基準を超過。
- 継続調査を実施した80井戸のうち、37井戸において環境基準を超過。

1 測定結果の概要（詳細は、裏面別表のとおり。）

(1) 新規調査（107井戸）

ア 概況調査^{※1}

調査を実施した76井戸のうち、**4井戸**において環境基準を超過。

イ 汚染井戸周辺地区調査^{※2}

調査を実施した31井戸のうち、**1井戸**において環境基準を超過。

(2) 継続調査（80井戸）

継続監視調査^{※3}を実施した80井戸のうち、**37井戸**において環境基準を超過。

新規調査（107井戸）				継続調査（80井戸）	
概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
実施井戸数	環境基準超過	実施井戸数	環境基準超過	実施井戸数	環境基準超過
76	4	31	1	80	37

- ※1 概況調査：地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査。県内を10km(都市部は5km)メッシュで区画し、4年間で県全体を網羅するローリング手法で調査を行っている。
- ※2 汚染井戸周辺地区調査：概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査
- ※3 継続監視調査：従来から地下水汚染が確認されている井戸における、水質の経年変化を監視するため、過去に比較的高濃度（原則として環境基準値の1/2以上）の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査

2 測定結果に基づく対応

- (1) 概況調査により新たに汚染が確認された井戸について、汚染範囲を特定するための周辺調査を実施するとともに、翌年度以降も継続調査を実施します。
- (2) 環境基準等を超過した井戸については、所管広域振興局等が市町村と連携して、所有者等に飲用の中止及び水道への切り替え等を指導しています。
- (3) 汚染原因者が特定された場合には、当該事業者等に対して当該物質の保管・使用・廃棄の適正化、井戸水の浄化対策等について指導することとしています。

【担当 環境調整担当課長 吉田 内線 5359】

表 環境基準項目における各調査の実施状況及び環境基準の超過状況

環境基準項目	新規調査 (107本)				継続調査 (80本)	
	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	実施井戸数 (76本)	環境基準超過 (4本)	実施井戸数 (31本)	環境基準超過 (1本)	実施井戸数 (80本)	環境基準超過 (37本)
カドミウム	76	0	0	0	0	0
全シアン	1	0	0	0	0	0
鉛	76	2	13	0	16	4
六価クロム	76	0	0	0	0	0
砒素	76	0	12	0	23	13
総水銀	76	0	0	0	0	0
アルキル水銀	1	0	0	0	0	0
P C B	0	0	0	0	1	0
ジクロロメタン	76	0	0	0	0	0
四塩化炭素	76	0	0	0	0	0
クロロエチレン	1	0	4	0	13	0
1,2-ジクロロエタン	76	0	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	76	0	4	0	19	0
1,2-ジクロロエチレン	76	0	4	0	19	0
1,1,1-トリクロロエタン	76	0	0	0	13	0
1,1,2-トリクロロエタン	76	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	76	0	5	1	19	2
テトラクロロエチレン	76	0	0	0	19	4
1,3-ジクロロプロペン	16	0	0	0	0	0
チウラム	16	0	0	0	0	0
シマジン	16	0	0	0	0	0
チオベンカルブ	16	0	0	0	0	0
ベンゼン	76	0	0	0	0	0
セレン	76	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	2	2	0	20	13
ふっ素	1	0	0	0	1	1
ほう素	1	0	0	0	2	2
1,4-ジオキサン	1	0	0	0	0	0

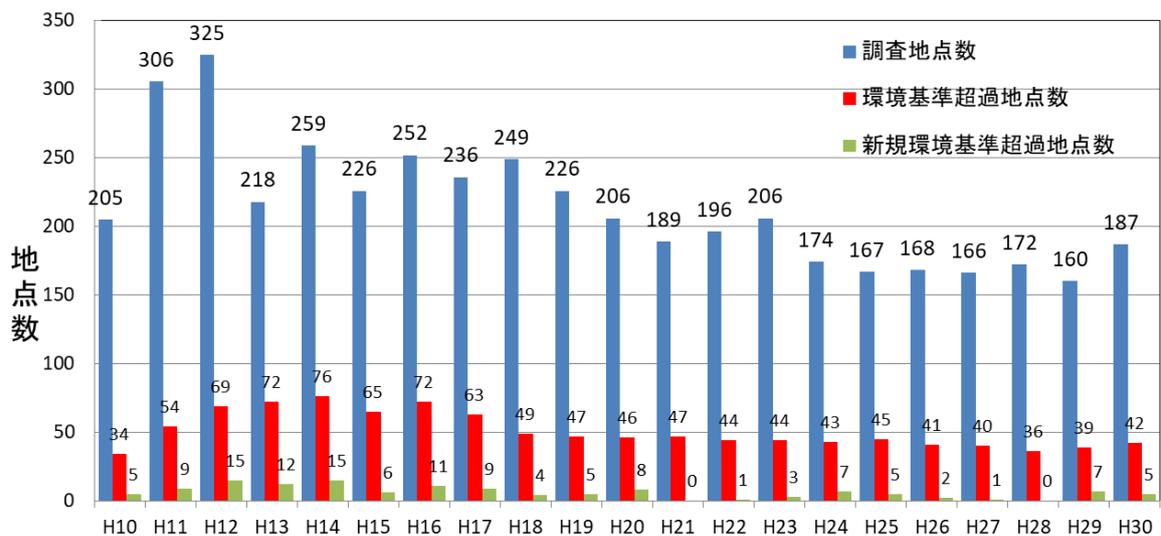


図 環境基準項目に係る地下水質調査結果の経年変化

注) 同一井戸において複数項目の調査実施・基準超過があるため、調査井戸数と項目別の実施・超過状況は一致しない。